

平成 17 年 11 月 30 日開会
平成 17 年 11 月 30 日閉会
(臨時第 2 回)

由布市議会会議録

由布市議会事務局

由布市告示第 53 号

平成 17 年第 2 回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

平成 17 年 11 月 24 日

由布市長 首藤 奉文

1 期 日 平成 17 年 11 月 30 日

2 場 所 由布市挾間町はさま未来館大研修室

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	丹生 文雄君
三重野精二君	生野 征平君
山村 博司君	久保 博義君
後藤 憲次君	

○応招しなかった議員

工藤 安雄君

平成17年 第2回(臨時)由布市議会会議録

平成17年11月30日(水曜日)

議事日程

平成17年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第17号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第17号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 渕野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	21番 丹生 文雄君
22番 三重野精二君	23番 生野 征平君
24番 山村 博司君	25番 久保 博義君
26番 後藤 憲次君	

欠席議員(1名)

20 番 工藤 安雄君

欠 員 なし

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長……………	首藤 奉文君	教育長……………	清永 直孝君
総務部長……………	三ヶ尻隼人君	総務課長……………	篠田 安則君
財政課長……………	米野 啓治君	産業建設部長……………	後藤 巧君
健康福祉事務所長……………	今井 干城君	環境商工観光部長……………	小野 明生君
挾間振興局長……………	二ノ宮健治君	庄内振興局長……………	大久保眞一君
湯布院振興局長……………	佐藤 純一君	会計課長……………	飯倉 敏雄君
教育次長……………	後藤 哲三君	消防本部長……………	二宮 幸人君

午前 10 時 00 分開会

○議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成 17 年第 2 回由布市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には先般の第 1 回臨時会に引き続き、何かとご多忙な中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、本日の臨時会の本会議場につきましては、前回同様に仮の議場であり、会議開始の号鈴の省略やマイク設備、議席、演壇の配置等、不十分であります。議員各位のご理解をお願い致します。

それでは、開会に先立ち、本臨時会の招集者であります市長の挨拶を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。めっきり冬らしくなってきましたけれども、本日は平成 17 年度第 2 回由布市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方には何かとご多忙な中を、先般の第 1 回臨時会に引き続きまして、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、由布市職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の御審議をいただくことになっております。どうか慎重御審議をよろしくお願い申し上げまして、御協賛賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

- 議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は 25 人です。定足数に達していますので平成 17 年第 2 回由布市議会臨時会を開会します。執行部より、市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤 憲次君） まず日程第 1 会議録署名議員の指名 を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定によって、3 番 立川剛志君、4 番 新井一徳君の 2 名を指名します。

日程第 2 会期の決定について

- 議長（後藤 憲次君） 次に日程第 2 会期の決定について を議題とします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。これより議事に入ります。

日程第 3 議案第 17 号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（後藤 憲次君） 日程第 3 議案第 17 号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題とします。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

- 市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案第 17 号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について ご説明を申し上げます。

平成 17 年度、国家公務員に対しまして、給与改定の人事院勧告がなされ、一部の企業で経営状況の改善が見られるものの、依然として厳しい状況であり、多くの民間企業において給与の抑制措置が行われております。公務員の給与につきましても、民間の給与との均衡を図ることから、本年度の公務員給与につきましても、給与月額を 0.3%減額し、併せて、配偶者にかかる扶養手当の引き下げを行い、勤勉手当については 0.05 月の改善を行うとなっております。県におきましても、県人事委員会から勧告がなされ、いずれも勧告どおりの改定が行われるようになっております。本市の職員につきましても、勧告に準じ

た給与等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。何卒、慎重御審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案理由といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（後藤 憲次君） 提案理由の説明が終わりました。担当部課長に本案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。議案第 17 号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 由布市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 56 号）の一部を別紙のように改正する。平成 17 年 11 月 30 日提出 由布市長 首藤 奉文 詳細説明を行います。

ただいま市長から提案理由の説明がございましたように、本年 8 月に国家公務員の一般職の給与改定、給与構造見直しに関する人事院勧告がなされまして、この内容につきまして、若干ご説明を申し上げます。

今、市長が申しましたように、一部の企業で経営状況の改善が見られるものの、依然として厳しい状況であり、多くの民間企業において給与の抑制措置が行われており、ということで、民間企業との均衡を図るために、本年の給与改定につきましては、国家公務員と民間の賃金格差 0.3%を解消するため、配偶者にかかる扶養手当 500 円の減額、13500 円から 13000 円に、ということになっております。それから、月額給料を 4 月に遡及して 0.3%引き下げるものとしております。また、給与構造の見直しにつきましては、俸給水準を 4.8%引き下げる、給与カーブのフラット化を図る等の制度の導入が求められているところでございます。勤勉手当につきましては、0.5 ヶ月の改善を行う内容の勧告がなされています。県においても、県人事委員会から勧告がなされまして、いずれも勧告どおり改定が行われるようになっておるところでございます。本市由布市におきましては、職員につきましても、この勧告に準じた給与等の改正を行うものでございます。今回の主な改定につきましては、国に準じた俸給の改正と扶養手当の引き下げ、並びに勤勉手当の支給月数の改正でございます。勤勉手当につきましては、0.05 ヶ月の改正分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.25 月を加算するものでございます。実施につきましては、平成 17 年 12 月 1 日から施行するものとなっております。また、本年度につきましては、人事院勧告に基づきまして実施したときの影響額を調整した上で、6 月の勤勉手当は既に支給されておるということでございますので、12 月の支給の勤勉手当 0.05 月の改正を、0.03 月減額調整をして 0.02 月の改正を行うものでございます。今年の給与改正によりまして、平成 17 年の年間約 310 万円の人件費の削減という試算になっております。以上です。

○議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。これより、議案第 17 号 由

布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題として 質疑を受けます。質疑はありませんか。8番 西郡均君。

○8番議員(西郡 均君) まず1点目は、人事院勧告がいつあったのか。そして、今日が11月30日です。この間の時間的な、どうしてこういう風な流れになっているのかが分かるように教えていただきたいと思います。8月に勧告があったのなら、なぜ9月議会に出来ないのか。不勉強で申し訳ないんですが、その辺を分かりやすく教えていただきたいんですが。

○議長(後藤 憲次君) 総務課長。

○総務課長(篠田 安則君) 総務課長の篠田です。8番 西郡議員のご質問にお答え致します。人事院勧告につきましては8月ということで、これは飽くまでも国の国家公務員に対する人事院勧告ということでありまして、市町村もこれに準じてという内容でございますが、今年は特に市町村合併等で合併事務のためにといいますか、通常、この給料改定につきましては、11月頃が全市的にそういう決定をされておるといのが、これまでの流れでございますけども、今年も県の給与改定も11月17日か18日に県の方も決定されたということでございます、これをうけてまた市町村も、ということになってきているのが現状でございます。以上です。

○議長(後藤 憲次君) 他に。西郡均君。

○8番議員(西郡 均君) こういう質問が出ますよということは予告されていたんで、正確にきちっと答えていただきたいんですが、一般職の給与に関する法律はですね、制定されたのが11月7日なんですよ。それをうけて組合が賃金交渉を行ったのが、11月15、16日ということで。当然その結果が出なければ、こういう議会に上程のしようがないんでね、その辺の流れをきちっと説明を出来るように今からしていただきたいと思います。そういう法律も出来ていないのに先にこういうことをやるっちゃうのも出来ないんで、そういう点で言えば、そういう法律行為があって、組合としてもそういう形をとって、こういう風になったということがね、皆さんに分かるような形で教えていただきたいと思います。

次にお伺いしたい事は、22条第2項、第1項中の、この6月に既に勤勉手当をしているけども、少なかったわけですよ。勤勉手当については。だけれど、その分を12月で100分の75を支給しなきゃならんけども、先程の説明では0.03月を減額調整したと。この0.03についてですね、具体的にどういう計算根拠をとるか、それを明らかにしていただきたいんですが。

○議長(後藤 憲次君) 総務課長。

○総務課長(篠田 安則君) 西郡議員のご質問にお答え致します。0.03月の調整につきましては、まず給与の4月からの出勤の減額分につきます影響額を

算出しておりますとともに、0.05月の引き上げ額を12月の勤勉手当に上乗せを0.05するところを0.02月で調整ということで、0.03の根拠といたしましては、職員の支払い総額、給与月額から影響額を上げ戻して、0.03月で調整となっております。結局、4月に遡って、0.03%の引き下げということでございますので、その引き下げ額にかかる影響額を出しまして、勤勉手当のアップ分から0.03月分を12月の勤勉手当から引き落としまして、調整をしたということでございます。

○議長（後藤 憲次君） 他にありませんか。西郡均君。

○8番議員（西郡 均君） それを計算するとですね、4月からで8ヶ月分、そして6月のボーナス分が1…なんぼですか。×0.36ということで、合わせると0.0336になるんですね。小数点3位、4位以下は捨てたという形になるんですが、そういうことでいいんですかね。その確認をしたかったんですけども。そういう計算をきちっとやって、切り捨てたのか、それとも四捨五入したのかちゅうのを確認したかったんですけど。

○議長（後藤 憲次君） 総務課長。

○総務課長（篠田 安則君） ぴしゃっとならないということは分かっておりますので、調整はしております。

○議長（後藤 憲次君） 他にありませんか。10番 太田正美君。

○10番議員（太田 正美君） 22条中の第1項に、勤務成績に応じて勤勉手当を出すと。それも任命権者がそれを出すということがありますが、具体的に勤務成績を評価するそういうものがあるのか、を教えて欲しいんですが。

○議長（後藤 憲次君） 総務課長。

○総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。10番 太田議員のご質問にお答え致します。勤務成績に、と確かにそういうことにはなっておりますが、現時点ではそういう基準等は整備されてないということで、この年、人事院勧告の中にも謳われておりますように、給与制度の給与構造の見直し等の関係の中で、そういう制度も検討していきたいと思っております。現時点ではありません。

○議長（後藤 憲次君） 10番 太田正美君。

○10番議員（太田 正美君） ということは、勤勉手当は月がくれば自動的に、この支給額が全員に支給されて、いわゆる一律に勤勉手当が出るということなんでしょうか。それとも、市長がその辺の評価を加えて、多少の、勤勉手当に差があるのかどうかっていうのを伺いたいんですが。

○議長（後藤 憲次君） 総務課長。

○総務課長（篠田 安則君） 太田議員のご質問にお答え致します。長期の休職者と、そうした基準日を、12月の場合は12月1日が基準日となっておりますが、その職員の出勤状況等は考慮されております。

○議長（後藤 憲次君） 他に。西郡均君。

○8 番議員（西郡 均君） 昨日の新聞のトップページに「職員削減に自治体苦慮」というのが出てます。私も気がついてなかったんですけども、新しい行革指針なるものによって、給与の適正化云々というのが謳われているみたいなんですけどね。今回、この人事院勧告の中にもそういうものが入っていたのか。先程、給与カーブのフラット化云々ということを書いてましたけれども、給与構造の改善等も書いてましたけれども、そういうのがこれに含まれているのかどうか。そこ辺を教えてくださいなんですが、この新しい行革指針というのが、三月に出されているみたいですね。新しい新合併町村ではなかなかそれに対応してないけれども、特に見出しでは職員削減をうたってますけれども、中身を見るとですね、給与の適正化についても書かれているみたいなんですよ。実物を見てないから分らないんですけども。今回の人勧の中にね、そういうことで指摘されたような事が、人勧自身が入り入れているのか、勧告に取り入れているのかどうか。先程、あなたの詳細説明の中であった、給与カーブのフラット化やあるいは給与構造の改善、そういう中が、こういう行革指針の内容の指摘を人勧が入り入れて、人勧自身も政府の片棒を担ぐようなことをやっているのかというのを確認したかったんですけども、そこへんはどうなんですか？内容的に指摘事項は類似しているところがいくつかあるんですか？

○議長（後藤 憲次君） 総務課長。

○総務課長（篠田 安則君） 今、人勧の中では給与制度の給与構造の改革ということで通達がきておりますが、県の今度の給与改定の内容等については、まだ資料が手元にはきていないので、県の改定内容等を今後勘案して、由布市庁舎にも取り入れていくということになると思います。今のところ、そういうところでございます。以上です。

○議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

○8 番議員（西郡 均君） 参考までに、この自治労という団体の話では、地域給や給与制度の見直しを勧告しているということですね、国のそういうのに合わせる、本来は労働者のね、そういう権利を守るために人勧が作られたにも関わらず、そういう国の先棒を担ぐようなやり方をやっているじゃないかと、いう指摘がやっぱりあるんですよ。そういう点で言えば、どこがそういう風な事をやっているかというのをね、きちっと把握して、そして我々も正確な情報に基づいてね、こういうことが平気でやれるような人勧を受けての改定等は断じて許せないということで、状況がよく飲み込めないんで、詳しい事も尋ねませんけれども、出来るだけですね、状況を、色んな経過があるわけですから、それを踏まえて、それぞれの分かっていることをきちっと伝えて欲しいと、お願いをしておきます。以上です。

○議長（後藤 憲次君） 他に。1番 小林華弥子さん。

○1番議員（小林 華弥子君） はい、別表第1を次のように改めるということで、給与表が2種類出されております。行政職の給料表と公安職の給料表ということで、それぞれ設定しておりますが、消防職員はこの公安職の給料表を適用するというふうに備考の方に書いてありますが、どうして消防職だけこの公安職の給料表を別に定めたのか、その理由があれば教えてください。

○挾間振興局長（二ノ宮 健治君） 挾間振興局長の二ノ宮です。私が答えるべきかどうか分かりませんが、昭和47、48年だったと思うんですが、消防署が、大分地域消防が出来ました。その時点で公安職を入れるかどうかという議論がなされたというように聞いています。今、県下の中では、大分市とうちの由布市消防局がこの公安職を使っています、県下の中ではあとは一般職と同じ給料扱いとなっております。見たら、少しそれぞれの動きの中で給料が高いと思うんですが、やはり危険な仕事に就くとかですね、そういうことで公安職が設定されております。由布市の合併にあたりましては、この見直しを行いながら、一般職でいいんじゃないかというようなことで、今からそういう話が進んでいくんじゃないかと思えます。

○議長（後藤 憲次君） 他に。1番 小林華弥子さん。

○1番議員（小林 華弥子君） はい、今まさに疑問としていたところなんですが、私も聞いてみますと、県下では大分市は公安職を別に適用しておりますけれども、合併した市町村では、ほとんどみんな一般職の給料表を適用しているということで、由布市になって消防職員も市の職員になったわけですから、一般職の給与表を適用すればいいんじゃないかなというのが純粋な疑問であります。特に、その公安職の給与表でなければならないという明確な理由ではないのであれば、これはちょっと更なる検討を加えた方がいいんじゃないかと。むしろ、合併議論の際に、敢えて、大分市だけしかやっていない公安職の給料を別に定めたことに合わせたというところの議論が、いまいち不明確だなと思えますので、そこら辺、再度確認をしていただいて、どういう交渉があったのかというところを教えてくださいたいと思います。これは、挾間振興局長の話を知りましたら、今すぐではないんですけども、今後この部分については検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 憲次君） 他にありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。反対者の意見から討論をお願いします。

○8番議員（西郡 均君） 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論をいたします。

もともと、この給与改定の人事院勧告というのは労働者の権利を守るために

設置されたものであるにも関わらず、先程言いましたように、政府の方針の片棒を担ぐような勧告を従来からずっと続けてやってきたわけですね。特に、給与値下げということ言えば、数年前から続いていますけども、そういうことが地域経済に及ぼす影響というのは計り知れないと。ただ安ければいい、人数が少なければいいという問題ではなくて、やはりきちっと公務員労働者としてどういう役割を果たさなければならぬかといった中身の議論をして、きちっとその役割を果たしてもらおうと。とりわけ、先程議論に出た公安職を適用するのは当然のことですね、これを一般職にしろなどという議論が平気が出る等ということは、あつてはあられない話なんですけども、そういう点で言えば、長い経過の中で当初一般職でやってきてたものが途中から公安職を導入してですね、これをやるというふうに至った経緯があります。そういう経緯の中身をやっぱりきちっと踏まえてね、答弁するならいいんですけども、思いつきみたいな答弁をして、これでまた考え直すんだみたいなことを平気で言ってもらっちゃ困るんですね。先程の提案の時もそうなんですけども、これが出される経緯やこういうふうになった謂れをきちっと把握してですね、そして皆さんがよく理解できるような形で、やっぱり答弁、提案するというのをお願いしたいと思います。特に100分の75与えるべきところを、ああ、4月分から先にやってるからこれを差し引きますよ、なんてのはあつてはあられん話なんですよ。不利益遡及ですからね、今日から改定するなら、今日からやればいいことで。それを遡って、その分を12月に一緒に引きますよ、なんちゅうのはね、やるべきじゃないと。職員にこういうことをやれば、平気で住民にもそれをやるという可能性がありますから、こういうことは許されないということを申して、反対討論といたします。以上です。

○議長（後藤 憲次君） 他に。他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これより、議案第17号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の議事日程は全て終了しました。よって、本臨時会をこれにて閉会致したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。これで、本日の会議を閉じます。平成17年第2回由布市議会臨時会を閉会します。

○議長（後藤 憲次君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 本日は、早朝より臨時会にご出席いただきまして、

そしてまた、本日は職員給与の関係で1件でありますけども、慎重御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。市の財政というのは大変厳しい状況でございます。その中で、私を先頭にして、職員共々、市民のために力いっぱい頑張ってまいりたいと思います。議員皆様方のご理解とご支援を、またご指導をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(後藤 憲次君) 議長より一言お礼を申し上げます。本臨時会は議案1件でございましたけれども、皆様の慎重審議のもとに無事に終了致しました。誠にありがとうございました。これから10日程あまりで12月定例会も始まります。議員各位には、大変寒くなりましたので、体調に十分気をつけられまして、議員活動をお願いしたいと思います。どうもお疲れでした。

午前10時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員